

国民健康保険の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を更新します

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

現在お使いの国民健康保険の「保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」は、7月31日(木)で有効期限が切れます。※「資格情報のお知らせ」は70歳以上の人のみ有効期限があります。

8月1日(金)以降に医療機関などを受診する際は、「マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)」または「資格確認書」が必要となります。

8月1日(金)から有効となる新しい「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を、7月下旬に発送します。

「マイナ保険証」の保有状況に応じて、送付する書類が異なりますのでご注意ください。同じ世帯の中で「マイナ保険証」をお持ちの人とお持ちでない人が混在する場合、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を別々で送付します。

なお、新しい「資格確認書」「資格情報のお知らせ」が届いた人で、他の健康保険に加入している人は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。保健医療課または各支所地域振興室で手続きをしてください。

●「資格確認書」について

「マイナ保険証」の利用登録をしていない人、マイナンバーカードを持っていない人、マイナンバーカードの電子証明書が失効した人などに交付します。

これまでの保険証と同じカードサイズで、「資格確認書」のみで医療機関などを受診できます。

世帯主宛てに**まとめて**送付します。人数の多い世帯(5人以上)は、封筒が複数になりますのでご注意ください。



※画像はイメージです

●「資格情報のお知らせ」について

「マイナ保険証」の利用登録をしている人に交付します。

「資格情報のお知らせ」はA4用紙サイズで、「マイナ保険証」に対応していない医療機関などを受診する場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで受診できます。(「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。)

世帯主宛てに、被保険者ごとに**1人1通**送付します。

なお、**70歳以上の人は「負担割合」「有効期限」を記載し、毎年更新**します。

70歳未満の人は「有効期限」の記載はありませんので、毎年更新はありません。

本年度に限り全員に送付しますので、大切に保管してください。

今後は、記載内容に変更があった場合のみ交付します。



※画像はイメージです

※「マイナ保険証」での受診が困難な人は、市へ申請することで「資格確認書」が交付されます。また、「マイナ保険証」の利用登録解除を市へ申請することで「資格確認書」が交付されます。